

平成 1 8 年

## 第 1 回北杜市議会臨時会会議録

平成 1 8 年 2 月 1 6 日開会

平成 1 8 年 2 月 1 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

2 月 1 6 日

## 1. 議事日程

平成18年第1回北杜市議会臨時会（1日目）

平成18年2月16日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 諸報告

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案第1号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 不動産の取得について
- 日程第6 特別委員会委員長報告について
- 日程第7 議案第3号 たかねの湯の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第4号 明野町農産物集出荷センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第5号 明野町堆肥センター及びたかね有機センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第6号 須玉津金ハープ園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第7号 須玉町下原特産品加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第8号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第9号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第10号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第11号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第12号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第13号 清里駅前駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 清里駅東駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第15号 北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第16号 北杜市須玉総合体育館及び北杜市穂足スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第17号 北杜市清里スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 北杜市津金スポーツ公園の指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第19号 北杜市多麻スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第24 議案第20号 北杜市江草スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第25 議案第21号 北杜市増富スポーツ公園の指定管理者の指定について

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員 (なし)

4.会議録署名議員

28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	監査事務局長	小澤功宜
農業委員会事務局長	浅川清朗	行革調整室長	小松正寿

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
"	伊藤勝美

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

本日ここに平成18年第1回北杜市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ご同慶に存じます。

本日の出席議員は36名です。

定足数ですので、ただいまから平成18年第1回北杜市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会におきまして、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、これを許可したいと思っておりますので、ご了承いただきます。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は2月16日、本日1日限りとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名でございます。

会議規則第79条の規定により、議長より指名いたします。

28番議員 小林忠雄君

29番議員 小澤宜夫君

30番議員 内藤 昭君

以上、3名を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長より本臨時会にあたり、あいさつをいただきます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成18年第1回北杜市議会臨時会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

雨か雪がほしいなと思っておりました。結構な雨であります。今年は非常に寒い日が続きましたが、ご壮健にてご活躍、心からお喜び申し上げます。

さて、秋篠宮妃紀子様のご懐妊され、今秋には出産予定との発表が過日、宮内庁からありました。市民を代表して、心からお喜びを申し上げますとともに、すこやかなお子さまのご誕生をお祈りしたいと存じます。

昨年、暮れから1月にかけて、日本海側を中心とした降雪は記録的な豪雪となり、屋根の雪下ろし作業中による転落、雪の下敷き事故等により、100名を超える多くの犠牲者や家屋倒壊など、住民生活にも多大な影響が出ております。被害を受けられた方々に、心からお見舞い

を申し上げます。

イタリア、トリノでの冬季オリンピックが2月10日に開会になりましたが、このオリンピックのスピードスケート、ショートトラック日本代表として、高根町清里在住の有野美治さんが出場されていることは、北杜市としても大きな誇りであります。日ごろより鍛えられた技と力を遺憾なく発揮され、ご活躍されますことをご祈念する次第であります。また、市民の皆さんとともに、声援を送りたいと思います。

1月20日に母親が武川町出身のベネズエラ、ボリバル共和国の特命全権大使、石川成幸さんの表敬訪問を受けました。大使は第2のふるさとである北杜市の自然は、幼少時代に訪れたときと変わらず残っていること、また周囲の山々などの美しさに改めて深く感激されておられました。今後、北杜市との交流を進めたいとお話をいただいたところでもあります。

次に今臨時会に提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、公の施設の指定管理者の指定につきましては、第1回目の公募分、76施設について、12月の市議会で特別委員会を設置していただき、ご審議いただいたところでもあります。

その後、再公募した17の施設と公募によらない12の施設につきまして、昨年、暮れから今年にかけて、指定管理者候補者選定委員会において、選定作業を進めていただきました。その結果、武川町の体育関係4施設を除く、すべての施設について候補者の選定がされました。

選定委員会の選定結果を十分尊重し、検討する中で、候補者を決定しましたので、今臨時会において、指定管理者の指定について、ご議決をお願いするものであります。

次に、まちづくり交付金事業にかかる不動産取得の件について、申し上げます。

清里駅前整備事業に必要な公共事業用地の不動産取得について、協議が整いましたので、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、最近の状況と提出いたしました議案につきまして申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長のあいさつが終わりました。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 議案第1号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第1号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

北杜市体育施設条例（平成17年北杜市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号 北杜市体育施設条例の一部改正であります。長坂総合スポーツ公園内にあるB & G海洋センターは指定管理者に管理を行わせない施設であるため、除外する必要があり、また、須玉町体育施設の使用料を定める必要があるため、条例の改正を行うものであります。

内容につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

小池教育次長。

○教育次長（小池光和君）

ただいまの一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市体育施設条例の別表第1、須玉町の体育施設中、のろしの里ふれあい公園の夜間照明の料金が落ちてございました。併せまして、津金、穂足、多麻、江草、増富のスポーツ公園のグラウンドの使用料、ならびに夜間照明の料金が落ちてございましたので、今回、ここに追加する内容でございます。

併せまして、別表第2の4、長坂町体育施設の長坂総合スポーツ公園中、B & G海洋センターを除く、これにつきましては指定管理による内容でございます。新旧対象表につきましては、ご提示のとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 議案第2号 不動産の取得についてを議題といたします。

事務局、朗読。



○議会事務書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第2号 不動産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、次のとおり不動産を取得するものとする。

1.所在地 北杜市高根町清里念場原3545番地377

2.取得建物 旅館・店舗

鉄骨造陸屋根

地下1階付き5階建て 2,666.47平方メートル。

3.取得価格 4,983万5,800円

4.取得目的 まちづくり交付金事業に供するため

5.契約方法 不動産鑑定価格による随意契約

6.契約の相手方 北杜市高根町清里3545番地（利根川静）

破産申立代理人 弁護士 関本喜文

平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第2号の不動産の取得についてであります。北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては建設部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

建設部長。

○建設部長（真壁一永君）

それでは、議案第2号の不動産の取得について、ご説明申し上げます。

先ほどもお話がありましたように、まちづくり交付金事業、駅前周辺整備事業の一環としまして、駅前を中心とした開発というか、整備をする関係上、駅前のロータリーの計画があるわけですが、その計画用地として必要な用地の中にある建物でございます。

これは旧ホテル「カルム」、現在、営業はしてありませんけども、その建物の取得と、それから同じく、その土地の取得についてでございます。

1平米当たり1万8,689円、1坪当たり6万1,780円という金額になります。これは不動産鑑定による価格でございます。

以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（ な し ）  
質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
中村隆一議員。

○25番議員（中村隆一君）

私は、この建物購入について反対の討論をいたします。  
北杜市高根町清里3545番地の旧ホテル「カルム」の建物を4,983万円余で買い取り、解体する費用は別にかかるという、こういう買い物の不合理的な事態を認めるわけにはいきませんので、反対をいたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。  
（ な し ）  
討論を終わります。  
これより議案第2号に対する採決を行います。  
本案は原案どおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。  
（ 起 立 多 数 ）  
起立多数。  
よって、議案第2号 不動産の取得については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第6 特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

指定管理者制度特別委員会に付託してあります、44案件について委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

指定管理者制度特別委員会委員長、浅川哲男君。  
浅川哲男君。

○指定管理者制度特別委員長（浅川哲男君）

平成18年2月16日  
北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会指定管理者制度特別委員会委員長 浅川哲男

北杜市議会指定管理者制度特別委員会委員長報告書

指定管理者制度特別委員会は、去る平成17年12月16日の第4回北杜市議会定例会において付託された案件審査を平成18年1月11日、13日、17日、19日、24日、26日、30日および2月3日に北杜市役所議員協議会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりです。

- 議案第336号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 議案第337号 北杜市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第338号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第339号 北杜市甲斐大泉温泉の指定管理者の指定について
- 議案第340号 北杜市知的障害者通所授産施設の指定管理者の指定について
- 議案第341号 北杜市泉温泉健康センター及び大泉デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第342号 北杜市白州福祉会館及び白州デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第343号 武川町デイサービスセンター等の指定管理者の指定について
- 議案第344号 北杜市明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について
- 議案第345号 北杜市育苗施設の指定管理者の指定について
- 議案第346号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第347号 北杜市高根町林産物展示販売施設及び北杜市高根町花開所の里・南清里フラワーパークの指定管理者の指定について
- 議案第348号 北杜市高根町花開所の里・南清里フラワーパークの指定管理者の指定について
- 議案第349号 北杜市高根クライנגルテンの指定管理者の指定について
- 議案第350号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について
- 議案第351号 北杜市大泉町特産品育成施設の指定管理者の指定について
- 議案第352号 北杜市白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第353号 アグリーブルむかわ等の指定管理者の指定について
- 議案第354号 北杜市武川町農業機械センター及び北杜市武川町麦類等乾燥調整施設の指定管理者の指定について
- 議案第355号 北杜市農畜産物処理加工施設等の指定管理者の指定について
- 議案第356号 北杜市須玉町農業体験農園施設の指定管理者の指定について
- 議案第357号 北杜市須玉町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第358号 北杜市須玉町森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第359号 北杜市須玉町特産品育成施設の指定管理者の指定について
- 議案第360号 北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園の指定管理者の指定について
- 議案第361号 北杜市白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第362号 北杜市明野ふるさと太陽館及び北杜市明野町滞在型宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第363号 北杜市みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について
- 議案第364号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定について
- 議案第365号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について
- 議案第366号 北杜市三分一湧水館の指定管理者の指定について
- 議案第367号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 議案第368号 長坂駅前駐車場等の指定管理者の指定について

- 議案第369号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定について  
 議案第370号 美し森観光案内所及び甲斐大泉駅前観光案内所の指定管理者の指定について  
 議案第371号 北杜市白州町緑地等利用施設の指定管理者の指定について  
 議案第372号 北杜市白州町尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について  
 議案第373号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について  
 議案第374号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について  
 議案第375号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定について  
 議案第376号 北杜市明野テニスコート及び北杜市明野多目的屋内運動場の指定管理者の指定について  
 議案第377号 北杜市高根体育館及び北杜市高根総合グラウンドの指定管理者の指定について  
 議案第378号 北杜市大泉体育館等の指定管理者の指定について  
 議案第379号 北杜市白州運動広場施設の指定管理者の指定について

の44案件でありました。

## 2.出席した委員

委員長 浅川哲男  
 副委員長 細田哲郎  
 委員 坂本 静、植松一雄、篠原眞清、千野秀一、五味良一、利根川昇、渡邊陽一、鈴木今朝和、秋山九一、小尾直知、風間利子、田中勝海、浅川富士夫、小林元久、小澤 寛、篠原珍彦、保坂多枝子、内田俊彦、鈴木孝男、林 泰彦、坂本治年、中村隆一、中村勝一、岡野 淳、小林忠雄、小澤宜夫、内藤 昭、秋山俊和、小野喜一郎、渡邊英子、中嶋 新、小林保壽、古屋富藏、清水壽昌

## 3.会議案件説明のため出席した者

助 役	曾 雌 源 興、収 入 役	小澤 壯一
教 育 長	小清水淳三、総 務 部 長	小林 奎吾
総 務 課 長	柴 井 英 記、企 画 部 長	坂 本 等
政 策 企 画 課 長	松 永 直 樹、保 健 福 祉 部 長	古 屋 克 巳
市 民 福 祉 課 長	藤 原 良 一、長 寿 福 祉 課 長	名 取 利 之
障 害 福 祉 課 長	三 井 茂、健 康 増 進 課 長	斉 藤 功 文
産 業 観 光 部 長	植 松 好 義、農 業 委 員 会 事 務 局 兼 農 林 課 長	浅 川 清 朗
観 光 商 工 課 長	植 松 本、農 林 課 農 政 担 当	清 水 博 樹
教 育 次 長	小 池 光 和、生 涯 学 習 課 長	原 哲 也
明 野 総 合 支 所 長	萩 原 武 一、明 野 教 育 セ ン タ ー 長	雨 宮 廣 美
須 玉 総 合 支 所 長	長 坂 治 男、須 玉 総 合 支 所 産 業 振 興 課 長	内 藤 歳 雄
須 玉 教 育 セ ン タ ー 長	三 井 き め 子、須 玉 教 育 セ ン タ ー 生 涯 学 習 担 当 リ ー ダ ー	早 川 昌 三
高 根 総 合 支 所 長	深 沢 袈 裟 雄、高 根 教 育 セ ン タ ー 長	小 林 富 士 雄
長 坂 総 合 支 所 長	小 沢 孝 文、長 坂 教 育 セ ン タ ー 長	山 本 深 雪

大泉総合支所長	藤原 宝、大泉教育センター長	原かつみ
白州総合支所長	植松治雄、白州教育センター長	望月博寿
白州総合支所産業振興課長	名取重幹、武川総合支所長	福井俊克
武川教育センター長	山田栄明、行革調整室長	小松正壽

#### 4．会議書記

議会事務局長 三枝基治

議会書記 小澤永和

#### 5．審査結果

特別委員会の審議経過および結果について、報告します。

指定管理者制度は、より質の高い市民サービスの向上や市の財政負担を軽減することを目的に導入するもので、仮協定書（案）、仕様書（案）、選定結果の内容や申請書類、管理者制度移行前と移行後の経費状況、および備品台帳等関係資料に基づいて、付託された44案件を審査いたしました。

また、1月26日には関係施設の現地確認も実施し、施設の現状を把握するとともに、審査の参考にいたしました。

まず、施設全般の共通の項目として、施設職員の雇用についてであります。現職員の再雇用に対しては、仕様書の中でも記載されているが、指定管理者とも十分に協議する中で、従業員の希望に沿うように最大限の配慮を行うとの答弁がありました。

次に農林、観光施設における指定管理者が負担する施設の修繕は、早めの修繕が必要のため、管理者の負担を修繕費50万円未満、備品修繕費25万円未満に統一すべきではないかとの意見が出され、そのように統一されました。

次に施設の引き渡しをする前に、修繕箇所があった場合は、また指定管理後、修繕が必要になった場合の市の予算措置はどうするのかとの質問に対し、事前に管理者と確認する中で修繕の必要な力所があれば対応し、管理移行後において修繕負担が生じることも考えられるので、当初予算に修繕費として計上する旨、答弁がありました。

次に施設職員や施設関係者に、指定管理者制度に対する説明が十分されたのかとの質問に対し、指定管理申請者には説明を十分に実施いたしました。制度に移行するまでに関係者等へ、さらに協議を実施してまいります。なお、引き継ぎ業務については、慎重に取り組みますとの答弁がありました。

次に指定管理者からの市への納入金と、市の指定管理料は十分検討されたのかとの質問に対し、管理予定者とも十分協議いたしました。次年度以降は、事業報告書の提出を受け、年度協定の中で検討してまいりますとの答弁がありました。

次に管理者の経営が悪化し、経営困難な状況となった場合はどうするのかとの質問に対し、市の監督責任もありますので、経営が悪化する前に指導を徹底いたし、その都度、検討してまいりますとの答弁がありました。

次に緊急災害時の避難場所となっている、施設への緊急時の市民の立ち入りについては、仕様書の中に立ち入りできるよう、明記いたしますとの答弁がありました。

次に保険は、今まで市で加入していた保険に引き続き加入できるのかとの質問に対し、指定管理者が、新たに加入してもらうようになりますとの答弁がありました。

次に土地を借地している施設があるが、土地の賃貸借契約については、市と地権者とで契約

を交わしており、変更はありません。また、仕様書の管理経費の中に（借地代相当額を含む）との文言を追加して対応するとの答弁がありました。

次に、市との施設の使用契約を交わしている団体があるがどうするのかとの質問に対し、市との使用契約は、3月31日をもって終了となりますとの答弁がありました。

次に須玉デイサービスセンターは、現在、利用者に評判がよいが、指定管理者制度に移行しても大丈夫なのかとの質問に対して、管理予定者とも十分協議し、さらにサービスの向上に努めますとの回答をいただいているとの答弁がありました。

次に体育施設において、利用者との調整は大丈夫なのかとの質疑に対し、教育委員会が指導する中で、調整会議において体育協会、スポーツ少年団などの体育関係団体や非公認団体とも調整を図ってまいりますとの答弁がありました。

次に長坂総合スポーツ公園の中で、B & Gのプールを指定管理施設から除外するため、条例の一部改正が必要となるので、条例改正をすることとなりました。

次に三分一湧水館において、水利権や分水式などに関することを仕様書に明記すべきであると思うがとの意見に対し、仕様書の中に明記してまいりますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、議案第337号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定については、現在、社会福祉協議会での運営で経営努力もみられ、経営状況も健全であるのに、あえて他の団体に指定管理者を選定するのは納得がいかないとの意見もあり、起立により採決し、起立多数で可決すべきものと決定されました。

議案第344号 北杜市明野村農村公園直売所施設の指定管理者の指定について、議案第346号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、議案第364号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定については、市長が施設代表者を兼ねている施設であるため、反対するとの意見があり、起立により採決し、起立多数で可決すべきものと決定されました。

議案第375号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定については、本施設を指定管理者に管理させるのは、今までどおり使用できるのか問題があり、反対するとの意見があり、起立により採決し、起立多数で可決すべきものと決定されました。

以上5案件以外の39案件については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定されました。

本委員会に付託された案件についての審査経過と、結果の報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、指定管理者制度特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

指定管理者制度特別委員会に付託されました44案件につきましては、質疑を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略いたします。

討論を行います。

討論につきましては、44案件について一括で討論を求めます。

討論のある方は、議案名を言ってから討論をお願いいたします。

討論を許します。

小林忠雄議員。

○28番議員（小林忠雄君）

議案第337号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

社会福祉協議会は社会福祉法第109条により、地域福祉の推進を目的とした団体であります。

まず福祉サービスの基本理念としては、同法第3条に個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともにすこやかに育成され、能力による自立した生活を営むための支援であります。

現在、同センターには職員32名が基本理念に従い、通所・居宅・訪問介護等に懸命に従事しているところであります。ことにデイサービスの利用者には、送迎時の安心・安全と親しみある接遇は好評の施設もありますが、昨今の他の事業会社への移行の話聞くにつけて、利用者家族に不安が広がっております。

次に地域福祉の推進として、同法第4条には地域住民および社会福祉を目的とする事業を営するもの、これは社会福祉協議会のことを指しております。相互に協力して、社会福祉の推進に努めなければならないとしております。現在、須玉町デイサービスセンターは、ボランティア活動をして、福寿荘グループ329名による奉仕活動があり、会員が手弁当で奉仕、社会福祉協議会をサポートしております。

また収支決算状況によりますと、いただいた資料では、通所介護事業だけでも1,145万4千円が見込まれております。いわゆる黒字経営であります。ほかの事業を併せると、相当の数字と聞いております。これが社会福祉協議会を支えているのであります。ますます高齢化してくる本市にとって、福祉の充実は最重要課題であります。地域の福祉は地域が支える、これが基本だと思えます。利用者に安心・安全を届け、自治体が設立した社会福祉協議会は、今後、この状況で予想される中では、非常に難しい局面も予想されるわけであります。

先ほどの資料の中にもありましたが、デイサービスの収入は6,200万円余り、ほかの事業を加えますと、そうなります。これを市外に流出させてはなりません。費用対効果どころか、大きな市の損失ではないでしょうか。市民の声を守り、女性によるボランティアグループの組織低下も予想されるのでありますので、絶対させてはいけません。

以上の観点から本議案に対し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありませんか。

賛成討論はありますか。

渡邊陽一君。

○7番議員（渡邊陽一君）

賛成討論を行います。

特別委員長が報告したとおり、起立により皆さんが、全員で議して賛成ということになっておりますので、私は賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございますか。

（ な し ）

337号についての討論を終わります。

ほかの議案について、討論はございますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

私は、先ほど委員長報告でもありましたが、344号、346号、364号、これらの施設は理事長に市長がなっています。そんなことで、反対の討論をいたします。

地方自治法上は兼業禁止規定はありませんが、不正や腐敗の温床となることを防止するために、指定管理者については条例により首長、議員および親族の兼業禁止を規定すべきものと考えています。

ビジネスチャンスをつかもうとする企業は、首長や議員に政治献金などを伴う口ききなどがはびこることになりかねません。現に方々の地域で、そのような事件が発生しています。契約を受ける甲と、契約を申請する乙が同じというのは、道義上よくないので反対をいたします。

ちなみに鳥取県の片山知事は、すべて辞職したそうです。

次に、議案第375号について。

375号は、北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定についてです。私は、反対の立場で討論をいたします。

設置目的にあるように市民の社会体育を振興し、健康増進を図るための福祉施設です。芝生でナイター施設のあるサッカー場、専用の野球場、テニスコート10面、柔剣道場、ゲートボール場、室内ゲートボール場、体育館、広い駐車場など、市営でこれだけまとまったスポーツ施設は、県下でほかにありません。北杜市が誇る施設です。

最近、長坂町以外の市民がサッカー場や野球場を使用することも多くなり、市民が誰でも安く、手軽に利用できる施設です。教育委員会が中心になって、利用者調整会議を行ったとしても、果たして民間がこのサービスを提供できるかどうか心配が残りますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

小林保壽議員。

○35番議員（小林保壽君）

賛成討論をいたします。

議員全員が委員である指定管理者制度特別委員会において、1月11日より8日間の審査を経て本会議にかけられた案件であり、質疑・討論はし尽くされていると思います。

また、特別委員会において、可否はすべて可決でありました。特別委員会は法的に位置づけられた会議であり、その結果を尊重し、賛成するものであります。

以上の理由をもって、賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。



( な し )

討論を終結いたします。

これより、議案第336号から議案第379号までの採決を行います。

討論のありました議案については、それぞれ起立により採決を行います。

議案第337号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議案第344号 北杜市明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議案第346号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議案第364号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議案第375号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第336号、議案第338号、議案第339号、議案第340号、議案第341号、議案第342号、議案第343号、議案第345号、議案第347号、議案第348号、議案第349号、議案第350号、議案第351号、議案第352号、議案第353号、議案第354号、議案第355号、議案第356号、議案第357号、議案第358号、議案第359号、議案第360号、議案第361号、議案第362号、議案第363号、議案第365号、議案第366号、議案第367号、議案第368号、議案第369号、議案第370号、議案第371号、議案第372号、議案第373号、議案第374号、議案第376号、議案第377号、議案第378号、議案第379号、以上の案件は一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

本案件につきましては、委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

○議長(清水壽昌君)

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第7  | 議案第3号  | たかねの湯の指定管理者の指定について                        |
| 日程第8  | 議案第4号  | 明野町農産物集出荷センターの指定管理者の指定について                |
| 日程第9  | 議案第5号  | 明野町堆肥センター及びたかね有機センターの指定管理者の指定について         |
| 日程第10 | 議案第6号  | 須玉津金ハーブ園の指定管理者の指定について                     |
| 日程第11 | 議案第7号  | 須玉町下原特産品加工施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第12 | 議案第8号  | 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について            |
| 日程第13 | 議案第9号  | 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について         |
| 日程第14 | 議案第10号 | 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について               |
| 日程第15 | 議案第11号 | 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について            |
| 日程第16 | 議案第12号 | 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 清里駅前駐車場の指定管理者の指定について                      |
| 日程第18 | 議案第14号 | 清里駅東駐車場の指定管理者の指定について                      |

- 日程第 19 議案第 15 号 北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について  
 日程第 20 議案第 16 号 北杜市須玉総合体育館及び北杜市穂足スポーツ公園の指定管理者の指定について  
 日程第 21 議案第 17 号 北杜市清里スポーツ広場の指定管理者の指定について  
 日程第 22 議案第 18 号 北杜市津金スポーツ公園の指定管理者の指定について  
 日程第 23 議案第 19 号 北杜市多麻スポーツ公園の指定管理者の指定について  
 日程第 24 議案第 20 号 北杜市江草スポーツ公園の指定管理者の指定について  
 日程第 25 議案第 21 号 北杜市増富スポーツ公園の指定管理者の指定について
- の以上 19 案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、19 案件を一括議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第 3 号 たかねの湯指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項および北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 16 年北杜市条例第 71 号)第 6 条第 1 項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称 たかねの湯

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里 3 5 4 5 番地 5

名称 株式会社 清里丘の公園

代表 代表取締役 轡孝志

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

平成 18 年 2 月 16 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 4 号 明野町農産物集出荷センターの指定管理者の指定について

公の施設の名称 明野町農産物集出荷センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県韮崎市一ツ谷 1 8 9 5 番地

名称 梨北農業協同組合

代表 代表理事組合長 藤森儀文

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

平成 18 年 2 月 16 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 5 号 明野町堆肥センター及びたかね有機センターの指定管理者の指定について

公の施設の名称 明野町堆肥センター

たかね有機センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県韮崎市一ツ谷 1 8 9 5 番地

名称 梨北農業協同組合

代表 代表理事組合長 藤森儀文

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第6号 須玉津金ハーブ園の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉津金ハーブ園

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町小倉2709番地  
名 称 社会福祉法人 新友会  
代 表 浅川新

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第7号 須玉町下原特産品加工施設の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉町下原特産品加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町下津金1734番地  
名 称 下津金区下原班  
代 表 班長 清水忠夫

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第8号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町大豆生田15番地  
名 称 大豆生田区大豆生田班  
代 表 班長 斉藤保教

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第9号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町穴平260番地  
名 称 穴平区二日市場班  
代 表 班長 伊藤良裕

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第10号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉町大和高齢者活動促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町上津金2323番地  
名 称 上津金区大和班  
代 表 班長 小沢光雄

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第11号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町藤田1517番地

名 称 藤田区

代 表 区長 内藤仁美

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第12号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンター

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町小倉2541番地1

名 称 小倉区上小倉班

代 表 班長 丸茂芳人

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第13号 清里駅前駐車場の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 清里駅前駐車場

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市高根町清里3545番地

名 称 清里駅前区

代 表 区長 浅川利治

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第14号 清里駅東駐車場の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 清里駅東駐車場

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市高根町清里3545番地

名 称 清里観光振興会

代 表 会長 浅川力三

指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで  
平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第15号 北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 北杜市須玉のろしの里ふれあい公園

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町若神子新町 8 5 番地  
名 称 有限会社 北杜緑化  
代 表 代表取締役 浅川実

指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで  
平成 1 8 年 2 月 1 6 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 1 6 号 北杜市須玉総合体育館及び北杜市穂足スポーツ公園の指定管理者の指定につ  
いて

公 の 施 設 の 名 称 北杜市須玉総合体育館  
北杜市穂足スポーツ公園

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町若神子新町 8 5 番地  
名 称 有限会社 北杜緑化  
代 表 代表取締役 浅川実

指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで  
平成 1 8 年 2 月 1 6 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 1 7 号 北杜市清里スポーツ広場の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 北杜市清里スポーツ広場

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市高根町浅川 2 6 8 番地 3 3  
名 称 清里スポーツ広場管理組合  
代 表 組合長 大柴治重

指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで  
平成 1 8 年 2 月 1 6 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 1 8 号 北杜市津金スポーツ公園の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 北杜市津金スポーツ公園

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町下津金 2 5 8 7 番地  
名 称 津金スポーツ公園管理組合  
代 表 組合長 浅川栄一

指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで  
平成 1 8 年 2 月 1 6 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 1 9 号 北杜市多麻スポーツ公園の指定管理者の指定について

公 の 施 設 の 名 称 北杜市多麻スポーツ公園

指定管理者となる団体の名称等 住 所 山梨県北杜市須玉町小倉 2 5 1 5 番地  
名 称 多麻スポーツ公園管理組合  
代 表 組合長 宮崎久

指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで  
平成 1 8 年 2 月 1 6 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第20号 北杜市江草スポーツ公園の指定管理者の指定について

公の施設の名称 北杜市江草スポーツ公園

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町江草7852番地

名称 江草スポーツ公園管理組合

代表 組合長 中田則富

指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第21号 北杜市増富スポーツ公園の指定管理者の指定について

公の施設の名称 北杜市増富スポーツ公園

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町比志3621番地30

名称 増富スポーツ公園管理組合

代表 組合長 津金胤仁

指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

平成18年2月16日 提出

北杜市長 白倉政司

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

指定管理者の指定にかかる案件について、ご説明申し上げます。

議案第3号 たかねの湯の指定管理者の指定についてから議案第21号 北杜市増富スポーツ公園の指定管理者の指定についてまでの19案件につきましては、各公の施設の管理について、指定管理者を指定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問はありますか。

浅川哲男議員。

○9番議員（浅川哲男君）

ちょっと公民館的なことでお聞きしたいわけですが、議案第7号から12号、これについては須玉の関係でございますが、以前、話を聞きますと、この名称はこれで、その当時、補助金をいただく関係で、これで結構だと思っておりますが、これはすべて、公民館を建てるときには、公民館の補助金が少ないから、こういう制度を利用して造って、地域で公民館的に、これは6つあるんですが、全部公民館として使っているのかどうか、まず、それから聞きます。

○議長（清水壽昌君）

須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（長坂治男君）

今の質問につきましては、すべて公民館として使っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

指定管理にするのは結構ですが、そこで公民館条例を見ますと、地区の公民館が180、条例上あるわけです。そして中央公民館が13ですか、中央公民館という、各町に大きいものがあるわけです。そして地区においては、180あると。その中に、この6つは位置づけられていると思うんですが、そこで須玉だけでなく、ほかの町においても、公民館の補助でなくて、いろいろの補助金を有利にもらうという意味で、それぞれあると思います。各町に。そういう中で、この須玉町は指定管理にし、そして公民館の位置づけで、これはみんな、なっていると思います。ほかの大泉にも2つほどあるんですが、ほかの補助金をもらって、公民館で使っている部分がございます。

それらのことを考えると、これはこれで結構ですが、公民館の中の内容を精査していただいて、純然たる公民館の補助で造ったものと、そしてそうでないもので造って、公民館に使用している部分がかかなりあると思います。調べれば分かりますが、そのあれを、今日ではちょっと大変だと思いますが、教育委員会と、あとは農林関係が多いと思います。農林関係の補助金をもらって、公民館に利用しているというのが相当あると思いますから、それらの精査をしていただいて、資料を議員の人に出していただきたい。そして、その後においての、これは今回のあれですが、9月までに、それに類似するものがあれば、同じような扱いをやっぱり、しなければいけないと、こんなように思いますが、執行部の考えをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもないわけでありまして、この須玉町に7つは、議員ご指摘のとおり、当時、農林省の補助金のほうが50%くると。公民館という名のものであるならば、厚生省等との絡みもあるから30%くらいだろうと。文部省然りであります。そういう意味からすれば、当時の須玉町は須玉町の知恵の中で、より補助金の高い、こういった看板のもとに、農林省の補助金をいただいたと思います。ある面でいうならば、専門的には集会場という形のほうがいいのかもしれませんが。公民館と名が付く以上は、厚生省の補助金やらうんぬんということがあります。そういうことは、須玉町に限らず、なんらか、それぞれ町で、そのようなことをやってきたと思います。

議員ご指摘の、そういう意味で資料が必要でありましたならば、北杜市の全体の集会場といましようか、公民館といましようか、寄り合い場所についての一覧は、できるだけ早く用意したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問ありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。



これより討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これより、議案第3号から議案第21号までの19案件を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、

議案第3号 たかねの湯の指定管理者の指定について

議案第4号 明野町農産物集出荷センターの指定管理者の指定について

議案第5号 明野町堆肥センター及びたかね有機センターの指定管理者の指定について

議案第6号 須玉津金ハーブ園の指定管理者の指定について

議案第7号 須玉町下原特産品加工施設の指定管理者の指定について

議案第8号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について

議案第9号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について

議案第10号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について

議案第11号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について

議案第12号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

議案第13号 清里駅前駐車場の指定管理者の指定について

議案第14号 清里駅東駐車場の指定管理者の指定について

議案第15号 北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について

議案第16号 北杜市須玉総合体育館及び北杜市穂足スポーツ公園の指定管理者の指定について

議案第17号 北杜市清里スポーツ広場の指定管理者の指定について

議案第18号 北杜市津金スポーツ公園の指定管理者の指定について

議案第19号 北杜市多麻スポーツ公園の指定管理者の指定について

議案第20号 北杜市江草スポーツ公園の指定管理者の指定について

議案第21号 北杜市増富スポーツ公園の指定管理者の指定について

の以上19案件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会に提案されました案件は、すべて審議を終了いたしました。

これをもちまして、本臨時会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時42分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和